

利用者の皆様

独立行政法人日本スポーツ振興センター
秩父宮記念スポーツ博物館

スポーツ博物館利用料金減免基準及び利用料金の見直しについて（お知らせ）

この度、博物館の本来の機能・目的である「調査研究」の一層の促進を図るため、関係諸規定の改正を行い、当館資料の利用料金の減免基準を明確にいたしました。また、サービスの拡充を図る観点から利用料金を見直しましたので、お知らせします。利用者の皆様におかれましては、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和3年度におきましては、対外的なサービスは資料の画像提供のみとし、資料の貸出しについては原則として実施いたしません。例外的にお受けできる場合もありますので、当館までお問い合わせください。

1 主な見直し事項

(1) 利用料金の減免対象・基準

【利用料金の減免対象・基準】スポーツ博物館諸種料金減免細則

減免細則第3条 改定前	減免細則第3条 改定後
(1)センター及び国並びに公共的機関及び非営利団体がスポーツ振興に関わる目的で行う事業に使用する場合	(1)センター及び国並びに公共的機関及び非営利団体がスポーツ振興に関わる目的で行う事業に使用する場合
新設	(2)学校その他の教育機関又は当該機関に属する者が学術研究又は教育の用に供する場合
(2)博物館紹介を主たる目的とする報道等の場合	(3)博物館紹介を主たる目的とする____場合
新設	(4)報道機関による報道用素材として利用する場合
(3)資料寄贈者____等の求めによる場合	(5)資料寄贈者、資料寄託者等の求めによる場合
(4)その他理事長が適当と認める場合	(6)その他理事長が適当と認める場合

(2) サービス拡充による利用料金の見直し

【利用料金】スポーツ博物館業務手続規程

区分	改定前	改定後
博物館資料の貸出し	5,000円/点・3か月	5,500円/点・3か月
博物館資料の画像提供	2,000円/点	2,200円/点
博物館資料の撮影（静止画）	2,000円/点	4,400円/点
博物館資料の撮影（動画）	2,000円/点	5,500円/点
博物館資料の熟覧	—	1,100円/点

※利用料金：博物館資料の貸出し、画像提供、撮影（静止画・動画）、熟覧。金額は内税。

※熟覧：資料を詳細に調査・観察すること。今回新設したサービス。

2 改正規定の施行日

2021年4月1日